

令和4年8月9日
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課みどりの食料システム戦略グループ 御中

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」の施行規則第1条第1項の「農林水産大臣が定める事業活動案」(概要)に関する意見

公益財団法人 日本生態系協会
会長 池谷奉文 (団体としての意見)
〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
Tel : 03-5951-0244 Email : head_office@ecosys.or.jp

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」の施行規則第1条第1項の「農林水産大臣が定める事業活動案」(概要)に関する意見を、以下のとおり、提出させていただきます。ご検討等のほどよろしくお願い申し上げます。

【意見】

参議院農林水産委員会において、本法律の執行に当たり、生物の多様性の保全等のため、政府に対し「生態系ネットワークの形成」を求める附帯決議が付されています(令和4年4月21日)。

生態系ネットワークの形成に具体的に資する「江(え)の設置」、「冬期湛水」、「水田魚道」等の技術が、「農林水産大臣が定める事業活動案(概要)」中に示された「生物の多様性の保全その他の環境の保全に資する技術」に含むことを、活動推進の観点から、国として責任を持ってこの段階で明示することが重要です。

このため、示された案について、『「江(え)の設置、冬期湛水、水田魚道等の」生物の多様性の保全その他の環境の保全に資する技術』と加筆修正する、または、国の解説資料においてこれらの技術が含まれることを明示する必要があります。

【補足：政府に対し「生態系ネットワークの形成」を求める附帯決議について】

参議院農林水産委員会において、令和4年4月21日に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案」が可決された後、次の附帯決議が付されました。

「農林漁業において、多面的機能の発揮の一層の促進を図るため、生態系ネットワークの形成に向けて、農林水産省はもとより関係府省の密接な連携を図るとともに、既存の交付金制度等を通じた農林漁業者等への十分な支援に努めること。」

具体的には、生態系ネットワークの形成に向けて、「農水省・国土交通省・環境省等」の関係府省間で密接な連携を図るとともに、多面的機能直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金等の既存の交付金制度「等」を通じ、生態系ネットワークの形成に取り組む農林漁業者等に対し、十分な支援に努めること、との意味と解釈されます。

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案」に対して付された附帯決議であり、既存の交付金の活用を用いての支援はもちろん、今回創設される環境負荷低減に必要な機械・施設等を導入する場合の税制特例措置を用いての支援の必要も不可欠のことと考えます。